

人を雇うということは、
その人はもちろん、
その人の家族も守るということ。
労働保険の加入は、
経営者の義務であり責任です。

正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業主は、
労働保険に加入する義務があります。

- 労働者とその家族の生活の安定・安心のために、労働保険の加入は、事業主の義務と責任です。
- 加入手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、手続きを行っていない事業主には、追徴金が課せられる場合があります。
- 手続きを行っていない事業場で、労働災害が発生した場合、保険給付に要した費用を徴収されることがあります。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

雇うことは、加入すること。

労働保険

労働保険について詳しくは、都道府県労働局、
労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

労働保険

検索

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/>